

平成21年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 楠総合支所
 振興課、市民福祉課、地域課、楠プラザ
 3 監査実施期間 平成21年5月8日
 4 監査結果報告 平成21年11月9日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【振興課】

<p>(1)現金等の管理について 郵便切手受払簿については、四日市市文書管理規程の様式が改定されているので、新しい様式で郵便切手等を管理するように注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>(2)支出事務について 自治会活動支援補助金については、交付決定が12月初旬に行われており、補助金の交付決定に至る一連の手続きを年度当初に処理するように改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年2月8日 平成21年度自治会活動支援補助金については、5月15日付けで交付決定いたしました。</p>

【市民福祉課】特になし

【地域課】

<p>(1)執務日誌について 執務日誌に所属長の決裁漏れが見受けられたので注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
-------------------------------------------------------------------	----------------------

【楠プラザ】

<p>(1) 支出事務について 支出負担行為書の日付とそれに添付される見積書の日付が前後しているものがあつたことから適正な事務の執行に留意すること。 【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>(2) 自動車運行日誌について 自動車運行日誌において、給油量の記載漏れ等が見受けられたので、四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程に基づき、運転者は燃料の使用状況を正確に記載し報告するよう改めること。 【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年2月8日 自動車運行日誌への給油量の記載については、給油伝票利用後に所属長へ給油量の報告を行い、その都度日誌と伝票チェックの確認を義務づけることで、記入漏れのないよう、徹底しています。</p>
<p>(3) 備品管理について 備品出納簿に登録されている備品と現物が一致しないものが見受けられた。所管する備品の数量が多く、また、各所に所在していることから、保管場所の記載を明確にするなど、四日市市会計規則に基づき、早急に備品の点検を実施し、適正な管理を行うよう改めること。 【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年2月8日 備品の管理については、所管する備品の点検を実施し、会議室ごとにシールで区別するなど備品管理を徹底するとともに、保管場所について明確にして管理の適正化を図りました。</p>

平成21年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	定期監査及び行政監査
2 監査対象	楠総合支所 振興課、市民福祉課、地域課、楠プラザ
3 監査実施期間	平成21年5月8日
4 監査結果報告	平成21年11月9日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【振興課】

<p>共通(1) 時間外の縮減について 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が見受けられた。職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取り組みに努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成22年5月7日 平成22年度における楠総合支所組織の見直しに合わせて、時間外勤務の縮減を図るため、まちづくりグループにおける業務内容及び業務量を勘案した業務分担を行った。</p>
<p>共通(2) 指定管理者のモニタリングについて 指定管理者が行う施設管理業務が適正になされているか、監視のチェックポイントを明確にして厳格に点検を行い、委託先への牽制が働くよう検討すること。また、指定管理にかかる委託料の積算内容についても十分に精査し、適切な交渉能力も養成すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成22年5月7日 施設管理業務については、仕様書(年度協定書)において、業務内容を明確にするとともに、当該委託による点検等結果については、指定管理者が点検及び検証のうえ、月次報告書に添付して提出させ、不備がある場合は再提出するよう徹底した。 また、委託先については、可能な限り競争原理を働かせて、経費の削減を図るよう指導した。</p>
<p>(1) 楠総合支所のあり方について 本年度は経過措置の最終年度にあたり、平成22年度からそれぞれの制度や行政サービスが市として統一されることになるが、地域審議会など地区住民の意見を踏まえ、今後の楠地区の支所のあり方について課題は何か、良い所は何かを十分に整理し、引き継ぎに遺漏がないよう留意すること。また、楠地区内にある公共施設の有効利用についても十分検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】平成22年5月7日 平成21年度末の経過措置期間の終了に伴い、楠総合支所の組織機構が見直されたことから、平成22年度の業務棚卸表については、地域審議会における意見を参考に行政と住民の協働によるまちづくりの推進を図り、指導・助言などの支援を行うことを目的とした。 また、地域内の公共施設については、平成21年度における移管先の調整が完全に終わっていないため、移管先が未確定の公共施設が残っており、今年度以降も継続して調整を行う。合わせて、指定管理者制度が導入されている公の施設等については、HP等の充実を図り全市的に利用されるためのPRに努める。</p>

【市民福祉課】

<p>共通（２）指定管理者のモニタリングについて 指定管理者が行う施設管理業務が適正になされているか、監視のチェックポイントを明確にして厳格に点検を行い、委託先への牽制が働くよう検討すること。また、指定管理にかかる委託料の積算内容についても十分に精査し、適切な交渉能力も養成すること。 【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 施設管理業務については、仕様書（年度協定書）において、業務内容を明確にするとともに、当該委託による点検等結果については、指定管理者が点検及び検証のうえ、月次報告書に添付して提出させ、不備がある場合は再提出するよう徹底した。 また、委託先については、可能な限り競争原理を働かせて、経費の削減を図るよう指導した。</p>
<p>（１）窓口サービス業務の向上について 窓口アンケートにおける苦情件数が引き続きゼロであることは評価に値する。一方、業務棚卸表において、窓口サービスの充実のために窓口アンケートにおける満足度（５段階評価における平均値）を活動指標として用いているが、平成２０年度実績は平成１８年度、１９年度実績に比べ低下している。これらを踏まえ、アンケート結果の再分析を行い、一層のサービスの向上に努めること。 【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 窓口サービス業務の向上については、これまで実施してきた窓口アンケートの結果から、職場内の接遇研修等を通して、「待たさない、相手の立場に立った対応」を基本に、職員の資質と業務知識の向上を図り、適切且つ迅速に対応できる窓口体制の充実に努めた。 また、窓口案内および来客者への挨拶や声かけを積極的に行った結果、２１年度の窓口アンケートの満足度評価は4.22から4.27に上昇した。</p>

【地域課】

<p>（１）財産等の引継について 現在、各企業の工場排水管理に要する経費は企業との協定・覚書に基づき、企業負担となっているが、新しくできた水利組合に農業用水施設を引き継ぐ時も企業と同様に、当該組合と覚書や協定を交わし、財産や施設管理を円滑に引き継ぎするよう努力すること。 【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 農業用水施設の引継ぎについては、水利組合との協議を重ね、施設管理等は組合内での運用の調整が図られ実施されている。財産の引き継ぎについては、左記の所見をふまえ、平成２２年４月１日付けで農水振興課へ施設を引き継いだ。</p>
<p>（２）原課契約工事について 土木工事、機械修繕、管工事等の原課契約工事の見積りにあたっては、特定の事業者へ固定化する傾向が見られる。より広くより多くの工事事業者の中から指名するよう努力・検討すること。 【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 平成２２年度の楠総合支所の組織機構の見直しにより、地域課業務は農水振興課又は上下水道局へ移管されたが、楠総合支所における原課契約工事については、広く市内業者から見積もりを取り固定化しないよう是正した。</p>

【楠プラザ】

<p>共通（１）時間外の縮減について 時間外勤務について、年間３６０時間を超える職員が見受けられた。職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取り組みに努めること。 【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 平成２２年度における楠総合支所組織の見直しに合わせて、時間外勤務の縮減を図るため、まちづくりグループにおける業務内容及び業務量を勘案した業務分担を行った。</p>
<p>共通（２）指定管理者のモニタリングについて 指定管理者が行う施設管理業務が適正になされているか、監視のチェックポイントを明確にして厳格に点検を行い、委託先への牽制が働くよう検討すること。また、指定管理にかかる委託料の積算内容についても十分に精査し、適切な交渉能力も養成すること。 【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 楠プラザが所管していた「楠歴史民俗資料館」は、平成２２年４月１日付けで博物館へ所管換を行った。その際、左記の所見についても引き継ぎを行った。</p>
<p>（１）業務委託契約について 毎年同じ業者と同じ金額で一者単独随意契約をしているケースが多く見受けられるが、委託業務内容の精査や見直しを行うなど、経済性・競争性の観点から、一層のコスト意識を持ち、より適切な契約事務の執行に務めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 委託業務契約については、見積り依頼時に仕様書を精査して見直しを行うとともに、契約事務は「四日市市原課契約工事事務取扱要領」等に基づき適正に執行するよう徹底した。</p>
<p>（２）フレックスタイム導入について 楠プラザにおいては、地域で開催される行事との関わりの中で時間外勤務が生じることも多いものと思われるが、勤務体制にフレックスタイム制を取り入れるなど工夫を行い、その縮減に向けた努力を行うことを要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 公民館事業が土・日曜日に開催されることが多いことから、休日出勤については振替を行うことを基本としているが、平成２２年度に楠総合支所の組織機構が見直されたことから、楠公民館に常駐する正職員が１名と臨時職員（非常勤含む）のみとなった。施設の管理上、平日の振替が困難になっているが、まちづくりグループ内において職員の応援体制をとることで、時間外縮減に努めている。</p>
<p>（３）公民館事業について 楠プラザにおいては、従来から楠地区住民のみを念頭において「高齢者講座」等の各種講座等を開催してきたところであるが、内容や参加者の状況によっては、例えば市民大学など市民全体を対象とした講座への参加を促すなどの助言を与えながら、地区住民が一層生き甲斐を持てるような講座の設定についても検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】平成２２年５月７日 公民館講座の開催にあたっては、地域課題や住民ニーズを踏まえたうえで、現在楠地区で取り組んでいるまちづくりとの連携を図りながら講座の企画に努めた。 また、公民館講座参加者に対して、市民大学のPRを行い参加を促すとともに、市民大学が実施する全市的な内容との棲み分けを図った。</p>

<p>(4) 楠歴史民俗資料館の一層のPRについて</p> <p>楠歴史民俗資料館については、平成21年度から財団法人四日市市まちづくり振興事業団が指定管理者として管理・運営にあたることとなった。この資料館のPRについて、鉄道事業者が企画する「てくてくマップ」等とのタイアップも視野に入れながら、一層の利用者の増加に努められることを要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】平成22年5月7日</p> <p>楠プラザが所管していた「楠歴史民俗資料館」は、平成22年4月1日付けで博物館へ所管換を行った。その際、左記の所見についても引き継ぎを行った。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------